



(生114)
平成22年2月23日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会生涯教育担当理事
飯 沼 雅



「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
に関する意見の募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医道審議会医師分科会医師臨床研修部会では、平成21年4月に実施された臨床研修制度の見直しに当たって適用された、臨床研修病院の指定や研修医の募集定員等に関する激変緩和措置等について議論して参りました。これを受け、2月18日に「平成23年度の臨床研修における対応等」について意見がとりまとめられたところです。

今般、平成23年度の臨床研修の実施に向けて、これら激変緩和措置の取扱い等について、広く国民の皆様等から意見を募集するパブリックコメントが3月19日まで実施されております。本パブリックコメントの後、医師臨床研修部会の開催を経て、通知が改正されることとなります。

つきましては、ご参考にパブリックコメント募集の資料をお送りいたしますので、ご査収の程よろしくお願ひ申し上げます。

なお、貴会におかれまして、パブリックコメントを提出した場合には、本会生涯教育課 (FAX: 03-3942-6517、MAIL: syogai@po.med.or.jp) にも併せてお送りいただけますよう、お願ひ申し上げます。


(添付資料)

- 1. パブリックコメント・キーワード検索 (意見募集中案件一覧) 等 (ホームページから抜粋)

【パブリックコメントURL】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?OBJCD=100495>

- 2. 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に関する意見の募集について
- 3. 【概要】「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正案について

						＜裏面に続きます。＞
						



4. 【参考1】平成22年2月 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会意見とりまとめ
 - 平成23年度の臨床研修における対応等について
 5. 【参考2】参考1の「2臨床研修病院群の形成の促進について」関連
 - 都道府県における病院の募集定員調整のイメージ
- (※資料はパブリックコメントURLからも入手可能です。)





トップページに戻る

▶ 意見募集中案件一覧

- [↑ サイトマップ](#)
- [? ヘルプ](#)
- [✉ お問い合わせ](#)

パブリックコメント・キーワード検索 (意見募集中案件一覧)

表示件数: 10 件

[案件一覧へ](#)

●絞り込み条件

※ 複数の府省等が共同して所管する案件を府省等名から探したい場合は、用語検索欄に探したい府省等名を入力して検索してください。

検索したい用語を入力してください

全てを含む いずれかを含む

検索対象: 指定なし 行政手続法に基づく手続 任意の意見募集

期間指定: 指定なし 案の公示日 意見・情報受付締切日

年 月 日から 年 月 日

府省指定: (指定しない場合は全府省が対象)

- | | | | |
|-----------------------------------|---|------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 内閣官房 | <input type="checkbox"/> 内閣法制局 | <input type="checkbox"/> 司法制度改革審議会 | <input type="checkbox"/> 人事院 |
| <input type="checkbox"/> 内閣府 | <input type="checkbox"/> 宮内庁 | <input type="checkbox"/> 公正取引委員会 | <input type="checkbox"/> 国家公安委員会・警察庁 |
| <input type="checkbox"/> 金融庁 | <input type="checkbox"/> 消費者庁 | <input type="checkbox"/> 総務省 | <input type="checkbox"/> 公害等調整委員会 |
| <input type="checkbox"/> 消防庁 | <input type="checkbox"/> 法務省 | <input type="checkbox"/> 公安調査庁 | <input type="checkbox"/> 公安審査委員会 |
| <input type="checkbox"/> 外務省 | <input type="checkbox"/> 財務省 | <input type="checkbox"/> 国税庁 | <input type="checkbox"/> 文部科学省 |
| <input type="checkbox"/> 文化庁 | <input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働省 | <input type="checkbox"/> 中央労働委員会 | <input type="checkbox"/> 社会保険庁 |
| <input type="checkbox"/> 農林水産省 | <input type="checkbox"/> 林野庁 | <input type="checkbox"/> 水産庁 | <input type="checkbox"/> 経済産業省 |
| <input type="checkbox"/> 資源エネルギー庁 | <input type="checkbox"/> 特許庁 | <input type="checkbox"/> 中小企業庁 | <input type="checkbox"/> 国土交通省 |
| <input type="checkbox"/> 船員労働委員会 | <input type="checkbox"/> 観光庁 | <input type="checkbox"/> 気象庁 | <input type="checkbox"/> 運輸安全委員会 |
| <input type="checkbox"/> 海上保安庁 | <input type="checkbox"/> 海難審判庁 | <input type="checkbox"/> 環境省 | <input type="checkbox"/> 防衛省 |
| <input type="checkbox"/> 会計検査院 | | | |

パブリックコメント (意見募集中案件一覧)

意見公募手続とは

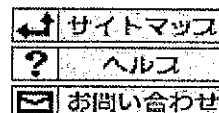
●意見募集中案件(49件ヒット)

[キーワード検索へ](#)

案の公示日 ▼ ▲	案件番号	意見募集中案件名	意見・情報受付 締切日 ▼ ▲	所管府省・部局名等 (問合せ先) ▲	行政手続法に基づく 手続であるか否か
2010年2月22日	495090315	労働基準法施行規則の一部を改正する省令に関する意見募集について	2010年3月23日	厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課	行政手続法に基づく手続
2010年2月22日	495090311	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令に関する意見募集について	2010年3月23日	厚生労働省労働基準局労働保険徴収課法規係 03-5253-1111 (内線5165)	行政手続法に基づく手続
2010年2月21日	495090316	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について	2010年3月22日	厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室調整係	行政手続法に基づく手続
2010年2月19日	495090307	「薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」の一部改正への御意見の募集について	2010年3月21日	厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室	行政手続法に基づく手続
		「地域雇用開発促進法施行			



2010年2月19日	495090310	規則の一部を改正する省令(案)及び「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部改正(案)」に関するご意見募集について	2010年3月20日	厚生労働省職業安定局雇用開発課地域雇用対策室	行政手続法に基づく手続
2010年2月19日	495090313	平成22年度医療観察診療報酬点数関係告示の改正に関するご意見募集(パブリックコメント)について	2010年3月1日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室	任意の意見募集
2010年2月18日	495090312	「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に関する意見の募集について	2010年3月19日	厚生労働省医政局医師臨床研修推進室 電話03-5253-1111(内線4123)	任意の意見募集
2010年2月17日	495090308	消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案についての意見募集	2010年3月19日	厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合法務室 03-5253-1111(内線2877)	行政手続法に基づく手続
2010年2月16日	495090306	「発達障害者支援法施行令の一部を改正する政令(案)」に関する意見募集について	2010年3月17日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課企画法令係	行政手続法に基づく手続
2010年2月13日	495090304	職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案のパブリックコメントの募集について	2010年3月14日	厚生労働省職業能力開発局能力開発課 電話: 03-5253-1111(内線5928)	行政手続法に基づく手続
2010年2月13日	495090302	「健康保険法施行令等の一部を改正する省令案」に対する意見募集について	2010年3月14日	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係	行政手続法に基づく手続
2010年2月12日	495090303	「保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について(案)」に対する意見の募集について	2010年3月15日	厚生労働省医政局政策医療課医療技術情報推進室 電話03-5253-1111(内線2682)	任意の意見募集
2010年2月12日	495090301	高齢者雇用状況報告書の様式変更について	2010年3月15日	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課	行政手続法に基づく手続
2010年2月12日	495090299	「国民健康保険法施行令の一部を改正する省令案(仮称)」に対する意見募集について	2010年3月13日	厚生労働省保険局国民健康保険課	行政手続法に基づく手続
2010年2月10日	495090293	「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」(平成19年6月18日医政総発第0618001号医政局総務課長通知)の一部改正に関する意見・情報の募集について	2010年3月11日	厚生労働省医政局総務課03-5253-1111	行政手続法に基づく手続
2010年2月6日	495090298	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正について	2010年3月7日	厚生労働省老健局高齢者支援課	行政手続法に基づく手続
2010年2月6日	495090297	「障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する省令(案)」に関するご意見募集(パブリックコメント)実施要項	2010年3月7日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課	行政手続法に基づく手続
2010年2月5日	495090296	医薬部外品原料規格2006の一部を改正する件に関する意見の募集について	2010年3月6日	厚生労働省医薬食品局審査管理課 電話: 03-5253-1111(内線2743)	行政手続法に基づく手続


[トップページに戻る](#)

[意見募集中案件一覧](#) > [意見募集中案件詳細](#)

意見募集中案件詳細

案件番号	495090312		
意見募集中案件名	「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に関する意見の募集について		
定めようとする命令等の題名	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について		
根拠法令条項	医師法第16条の2第1項		
行政手続法に基づく手続であるか否か	任意の意見募集		
案の公示日	2010年2月18日		
意見・情報受付開始日	2010年2月18日	意見・情報受付締切日	2010年3月19日
関連ファイル	意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案	意見募集要領 意見募集要領 (PDF)	
	関連資料、その他	概要 (PDF) 参考資料[1] (PDF) 参考資料[2] (PDF)	
資料の入手方法	厚生労働省医政局医師臨床研修推進室 電話03-5253-1111(内線4123)		
所管府省・部局名等(問合せ先)	厚生労働省医政局医師臨床研修推進室 電話03-5253-1111(内線4123)		
備考			

[検索できる情報について](#)
[当システムへのご意見・ご感想](#)
[個人情報の取扱いについて](#)
[リンクについて](#)

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に
関する意見の募集について

平成22年2月18日

厚生労働省医政局医事課

今般、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）」の一部を改正する予定です。

つきましては、広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

記

1 意見募集期限

平成22年3月19日（金）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただくご意見には必ず「平成23年度の臨床研修への対応について」と明記して提出してください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：ishi-kensyu@mhlw.go.jp まで

（ファイル形式はテキスト形式をお願いします。）

[インターネットの場合はこちらをクリックしてください。](#)

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3591-9072

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は氏名・年齢・住所・職業を、法人（団体）の方は法人名（団体名）・所在地を記載してください。ご提出いただきましたご意見については、氏名・連絡先（住所・電話番号・ファクシミリ番号・電子メールアドレスなど）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

4 改正の概要

別紙のとおり。

(別紙)

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の
施行について」の一部改正案について

1. 改正の経緯

平成21年4月に行った臨床研修制度の見直しにあたっては、臨床研修病院の指定や研修医の募集定員等に関して、地域医療への影響等を踏まえ、激変緩和措置を講じ、平成22年度の研修に適用したところ。平成23年度の臨床研修の実施に向けて、これら激変緩和措置の取扱い等について意見を募集する。

2. 改正の内容

(1) 当面の取扱い(激変緩和措置)への対応について

① 基幹型臨床研修病院の指定について(別添医政局長通知第3の2関係)

- 激変緩和措置については、基幹型臨床研修病院が新しい基準を満たすための猶予期間として24年度から研修を始める研修医の募集まで継続した後、廃止する。
- ただし、過去3年間に研修医の受入実績がない基幹型臨床研修病院については、激変緩和措置を適用しない。

(参考: 当面の取扱い)

新たな指定基準を満たさない基幹型臨床研修病院は、一定の条件の下で22年度末まで指定を継続する。

② 小児科・産科プログラムの作成について(別添医政局長通知第3の3関係)

- 募集定員が20名以上の基幹型臨床研修病院に必置となっている小児科・産科プログラムの定員4名分を、当該病院の募集定員に別途加算する取扱いとする。
- この取扱いに伴い、激変緩和措置は不要となるため廃止する。

(参考: 当面の取扱い)

小児科又は産科の研修プログラムのいずれか(定員2名以上)を設けることで差し支えないとする。(定員20名以上の研修病院)

③ 病院の募集定員について(別添医政局長通知第3の4関係)

- 23年度の研修については激変緩和措置を継続(22年度の研修の内定者の実績を勘案)し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。

- ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまでに廃止する。

(参考：当面の取扱い)

臨床研修病院の募集定員は21年度研修の内定者（マッチ者）の実績を勘案する。（22年3月末までの取扱い）

④都道府県別の募集定員の上限について（別添医政局長通知第3の6関係）

- 23年度の研修については激変緩和措置を継続し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。
- ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまでに廃止する。

(参考：当面の取扱い)

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から10%以上削減しない。

(2) 臨床研修病院群の形成の促進について（別添医政局長通知第2の5(1)ス(キ)関係）

- 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、病院の募集定員については、研修医の受入実績、医師派遣等を勘案した定員を基本とし、都道府県の定員の上限の範囲内で、都道府県において、研修医の受入実績や地域の実情等を勘案して調整ができるようにする。このような募集定員の調整を含め、地域において臨床研修の内容を検討する場の設置を促進する。
- このため、一定の割合までは無条件に増員できるという現行の取扱いは廃止する。

(参考：現行の取扱い)

原則として、各病院は、 $A \times B / C$ を超えない範囲で増員ができる。

* A（過去3年間の受入実績の最大値＋医師派遣加算）

× B（都道府県の上限值）／C（希望定員の合計）

(3) 著しく高額な給与を支払っている場合の補助金の取扱いについて

- 研修医に決まって支払われる給与（当直手当等を除く）が、一定額（年額720万円）を超える場合は、病院に対する補助金を一定程度減額する。
- この取扱いは23年度の研修から適用する。

3. 通知発出予定日 平成22年4月頃

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
(平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知 関連する部分を抜粋)

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(中略)

カ 研修医の募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院は、将来小児科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム及び将来産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム(募集定員各2人以上)を必ず設けること。

(中略)

イ 救急医療を提供していること。

「救急医療を提供していること」とは、救急告示病院又は医療計画上、初期救急医療機関、第二次救急医療機関若しくは第三次救急医療機関として位置付けられている病院であって、初期救急医療を実施しており、適切な指導体制の下に救急医療に係る十分な症例が確保できるものであることをいうこと。

ロ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

(中略)

ハ 臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること。

(中略)

ニ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修病院群における指導体制が適切なものであること。

(ア) 「適切な指導体制を有していること」とは、後述する6(4)を満たした指導医が、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。指導にあたっては、研修医5人に対して指導医が1人以上配置されていること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医(研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ)が研

修医を直接指導すること（いわゆる「屋根瓦方式」）も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。

（中略）

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

「研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること」とは、研修医の募集定員が以下の(ア)、(イ)の数値を超えないものであること。

- (ア) 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績の最大値。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案し(ウ)、(エ)に規定する方法により定める数を加算する。(ア)から求められる数値を「A」とする。以下同じ。)
- (イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計（当該合計数値を「C」とする。以下同じ。）が、(オ)に規定する当該都道府県の募集定員の上限（当該上限値を「B」とする。以下同じ。）を超える場合は、以下の計算式により算出した値（小数点以下の端数を生じた場合は切り上げた値）とする。

$$A \times \frac{B}{C}$$

- (ウ) (ア)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、65人以上の場合を10とする。

- (エ) (イ)にいう「医師派遣等」とは、①～⑤のすべてを満たす場合とする。

（中略）

- ④各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

（中略）

- (オ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の上限」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F$$

D：次のD1とD2のうちの多い方の数値

$$D1：全国の研修医の総数 \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

$$D2：全国の研修医の総数 \times \frac{\text{当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計}}{\text{全国の大学医学部の入学定員の合計}}$$

E：100平方km当たりの医師数が全国の中央値よりも少ない県についてはDに0.1を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の道県についてはDに0.2を乗じた数値

$$F : D \times \frac{\text{離島人口} \times 5}{\text{当該都道府県の人口}}$$

(中略)

(キ)当該病院の所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計が、当該都道府県の募集定員の上限を超えない場合にあつては、当該病院の研修医の受入実績や地域の実情等、一定の条件の下に、募集定員の増員ができること。

第3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。ただし、後述の4については、平成22年3月31日までの取扱いとし、その後の取扱いについては臨床研修の実施状況等を踏まえて改めて検討を行うものであること。

2 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院について

臨床研修省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、基幹型臨床研修病院の指定の基準を満たさない場合にあつては、地域の実情や研修医の受入実績等を十分に考慮して、指定の取消しを行うか否かを定めるものであること。

3 医師不足診療科の研修プログラムの作成について

募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院については、前述5の(1)ア(カ)にかかわらず、将来小児科医になることを希望する研修医又は将来産科医になることを希望する研修医のいずれかを対象とした研修プログラム（募集定員2人以上）を設けることで差し支えないこと。

4 臨床研修病院の募集定員について

臨床研修病院の募集定員については、前述5の(1)スにかかわらず、前述5の(1)ス(ア)、(イ)の数値と平成21年度から研修を開始している研修希望者の数の実績のいずれかを超えないこととする。

5 医師派遣等について

前述5の(1)ス(エ)④については、平成23年度以降に臨床研修を開始する研修医の募集定員について適用すること。

6 都道府県の募集定員の上限について

前述5の(1)ス(オ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が当該都道府県内の研修医の受入実績よりも10%以上少ない場合には、前述5の(1)ス(オ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績に0.9を乗じて得た数値（小数点以下の端数は切り上げ）とすること。

平成23年度の臨床研修における対応等について

I 23年度の臨床研修への対応について

1 当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について

(1) 基幹型臨床研修病院の指定について

- 激変緩和措置については、基幹型臨床研修病院が新しい基準を満たすための猶予期間として24年度から研修を始める研修医の募集まで継続した後、廃止する。
- ただし、過去3年間に研修医の受入実績がない基幹型臨床研修病院については、激変緩和措置を適用しない。

(参考：当面の取扱い)

新たな指定基準を満たさない基幹型臨床研修病院は、一定の条件の下で22年度末まで指定を継続する。

(2) 小児科・産科プログラムの作成について

- 必置となっている当該プログラムの定員4名分を、病院の定員に別途加算する取扱いとする。
- この取扱いに伴い、激変緩和措置は不要となるため廃止する。

(参考：当面の取扱い)

小児科又は産科の研修プログラムのいずれか（定員2名以上）を設けることで差し支えないとする。（定員20名以上の研修病院）

(3) 病院の募集定員について

- 23年度の研修については激変緩和措置を継続し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。
- ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまでに廃止する。

(参考：当面の取扱い)

臨床研修病院の募集定員は21年度研修の内定者（マッチ者）の実績を勘案する。

（22年3月末までの取扱い）

(4) 都道府県別の募集定員の上限について

- 「(3) 病院の募集定員について」と同様の取扱いとする。

(参考：当面の取扱い)

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から10%以上削減しない。

2 臨床研修病院群の形成の促進について

- 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、病院の募集定員については、研修医の受入実績、医師派遣等を勘案した定員を基本とし、都道府県の定員の上限の範囲内で、都道府県において、研修医の受入実績や地域の実情等を勘案して調整ができるようにする。このような募集定員の調整を含め、地域において臨床研修の内容を検討する場の設置を促進する。
- このため、一定の割合までは無条件に増員できるという現行の取扱いは廃止する。

(参考：現行の取扱い)

原則として、各病院は、 $A \times B / C$ を超えない範囲で増員ができる。

* A (過去3年間の受入実績の最大値+医師派遣加算)

$\times B$ (都道府県の上限值) / C (希望定員の合計)

3 著しく高額な給与を支払っている場合の補助金の取扱いについて

- 研修医に決まって支払われる給与(当直手当等を除く)が、一定額(年額720万円)を超える場合は、病院に対する補助金を一定程度減額する。
- この取扱いは23年度の研修から適用する。

II 次回の制度見直しに向けた取組みについて

- これまでの臨床研修の成果を評価し、臨床研修病院の指定基準(新規入院患者数、救急医療の実施等)を含め、制度全般の見直しに向けた検討に着手する。
- 具体的には、研修医に対する評価、病院・プログラムに対する評価、地域医療に与える影響等について、どのように評価を行うかを含め、本部会において、平成22年度以降、継続的に検討を行い、必要な対応を行う。

都道府県における病院の募集定員調整のイメージ

- 1 病院の基本的な定員の合計が都道府県の定員の上限の範囲内となる場合
※基本的な定員…研修医の受入実績、医師派遣等を勘案した定員

都道府県の定員の上限 100

	(基本的な定員)		(調整)		(募集定員)
A病院	50		+15		65
B病院	13	➡	+2	➡	15
C病院	10		0		10
D病院	5		0		5
E病院	2		+3		5
計	<u>80</u>		<u>+20</u>		<u>100</u>

- 2 病院の基本的な定員の合計が都道府県の定員の上限を超える場合

都道府県の定員の上限 100

	(基本的な定員)		(調整)		(募集定員)
F病院	60		0		60
G病院	40	➡	+5	➡	45
H病院	15		0		15
I病院	3		-3		0
J病院	2		-2		0
計	<u>120</u>		<u>0</u>		<u>120</u>

注) 1、2のいずれの場合も、毎年度、研修医の募集を行う前に定員の調整を行う。その後は、現在と同様に、各病院の募集定員が決まり次第、各病院において研修プログラムごとの定員を設定し、研修医を募集(研修医マッチングに参加)する。